

市町村等総合評価支援要綱

平成20年 1月17日制定

(目的)

第1条 この要綱は、県が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)第22条第4項の規定に基づき、市町村及び公社等(以下「公共団体等」という。)の総合評価方式実施を支援することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 支援は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合評価方式に関する、総合評価検討委員会設置要綱等の作成支援に関すること。
- (2) 総合評価検討委員会設置及び評価方法作成等支援に関すること。
- (3) 県が設置した、技術審査会の活用に関すること。
- (4) 県が委嘱した、学識経験者の活用に関すること。
- (5) その他、総合評価方式実施支援に関すること。

(総合評価検討委員会設置要綱等の作成支援)

第3条 県は、公共団体等が総合評価検討委員会設置要綱などを定めるにあたり、その作成支援要請があったときは速やかに支援を行う。

(総合評価検討委員会の設置支援)

第4条 県は、公共団体等の総合評価検討委員会設置及び評価方法の作成などにあたり、支援要請があったときは速やかに支援を行う。

(県が設置した技術審査会活用)

第5条 県は、公共団体等から総合評価方式対象案件の技術審査の支援要請があったときは、県が設置した技術審査会を活用することができる。

(県が委嘱した学識経験者の意見聴取)

第6条 県は、公共団体等から総合評価方式対象案件の「学識経験者の意見聴取」の支援要請があったときは、県が委嘱した学識経験者からの意見聴取を認める。

(手続き)

第7条 公共団体等は、県へ支援を要請しようとするときは、公共団体等の長から知事へ支援要請書を提出する。

知事は、支援要請を受けたときは速やかにこれに対する支援を実施するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市町村等総合評価支援要綱等に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成20年 1月17日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。